平成２０年（フ）第２０２８号
堺市美原区真福寺263―５、開始決定時の住所堺市美原区平尾2413番地５
破産者　**苧**原　隆子
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７０号
堺市北区南花田町233番地１―301号
破産者　道端　清巳
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７２号
新潟県新潟市中央区小張木２丁目16―51有限会社オプス・プランニング　新潟ウィルワン内、開始決定時の住所堺市北区南花田町233番地１―403号
破産者　道端　賢治
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５０４号
大阪市平野区長吉長原西３丁目11番49号
破産者　平田　里香
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成１９年（フ）第２０９号
鹿児島県霧島市国分新町２丁目４番５－１号サクラハイツ202、開始決定時の住所鹿児島県霧島市国分郡田817番地２
破産者　福田　正明
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２０年（フ）第１０７号
鹿児島県霧島市隼人町松永１丁目22番地２南風55―202号
破産者　川上　憲司
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２０年（フ）第１５６号
鹿児島県霧島市国分中央４丁目５番23―201号　セントラルヒルズ斜木
破産者　福島　英則
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２０年（フ）第１９５号
山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥乙1020番地
破産者　松下　太良
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２０年（フ）第１９６号
山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥乙1020番地
破産者　松下　太司
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第３８号
福島県いわき市常磐三沢町傾城作90番地の２
破産者　菅野　恵子
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第６５号
福島県いわき市勿来町酒井関根６番地
破産者　甲高美奈子
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２０年（フ）第１３４号
埼玉県熊谷市箱田３番地16
破産者　小笠原龍次郎
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２０年（フ）第５３３号
埼玉県深谷市西島77番地17
破産者　橋本　清高
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２０年（フ）第３１１３号
横浜市港北区新吉田町252番地
破産者　吉成きぬ子
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２１６号
愛知県蒲郡市形原町北辻46番地１　ライフインアムバウム202
破産者　高橋美佐雄
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２０年（フ）第３４１号
愛知県豊橋市下地町字城谷１番地の３
破産者　中島　克欣
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第５号
三重県北牟婁郡紀北町海山区中里429番地41
破産者　堂ノ瀬直樹
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第６号
三重県北牟婁郡紀北町海山区中里627番地６
破産者　堂ノ瀬尚哉
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所熊野支部

平成２０年（フ）第１５５０号
京都市中京区壬生坊城町48番３　壬生坊城第二団地第１号棟第1104号室、開始決定時の住所京都市中京区蛸薬師通大宮西入因幡町112番地の８　デ・リード四条大宮206号
破産者　足立　昌一
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係